

◎新潟県告示第170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年2月17日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 退 任

監事 南魚沼市浦佐3768番地 行方 和弘

退任年月日 令和5年1月30日